

ながれやまの
男女共同参画社会をめざす情報紙

私らしく あなたらしく



カット 安蒜明美さん

《目次》

- P.2 男女共同参画社会とは？
- P.2.3 特別寄稿(川村学園女子大学助教授 内海崎 貴子先生)
- P.4 DV・夫(恋人)からの暴力に悩んでいませんか？・編集後記

女性に対する暴力根絶
のためのシボルマーク



男女共同参画社会の基本理念とは？

男らしく女らしくから・・・ わたしらしくへ
みんなちがって みんないい
あなたもわたしも 流山市民

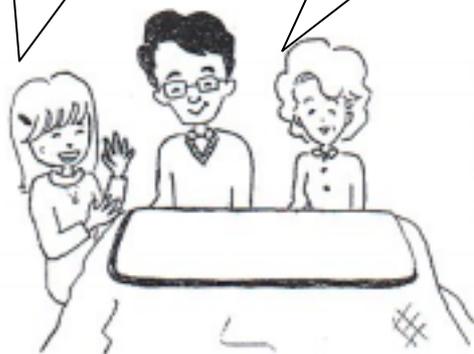
男女共同参画社会づくりに
私が、あなたができることを取り組みましょう

1999年「男女共同参画基本法」 基本理念は、次の5つです

1. 男女が性別にとらわれない生き方を
男女の人権の尊重
2. 社会制度・慣行が男女の社会における
活動の自由な選択を妨げないようにする
3. あらゆる政策・方針の立案および決定
への男女共同参画
4. 家庭生活における活動と他の活動の両立
5. 国際的協調

理科が得意だから大
学を出て宇宙飛行士
になりたいな。

あなたの力が活かせ
る仕事ができるとい
いね。



《特別寄稿》

**内海崎 貴子 先生に
聞きました！**

「誰もがその人らしく生きられる社会に

—男女共同参画社会—」

男女共同参画社会とはどのような社会で
しょうか。1999年6月に公布・施行された「男
女共同参画社会基本法」の前文には、「男女が、
互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち
合い、性別にかかわらず、男女がその個性
と能力を十分に発揮することができる社会」
とあります。ですから、男女共同参画社会は、
「誰もがその人らしく生きられる社会」とい

ってもよいでしょう。21世紀には、「私が私
らしく、あなたがあなたらしく」生きられる
社会、「みんな違って、みんないい」という個
人の能力を生かせる社会が求められていま
す。

では、このような社会を作っていくためには
何が必要でしょうか。まず、大切なのは、「男
女が性別による差別的な取扱いを受けない

こと、つまり男女の人権の尊重です。とくに、社会制度・慣行が男女の社会における活動の選択に対して与えてきた影響を見直すことです。「男だからやってはいけない・・・」、「女だからやらなければ・・・」等というように、性別によって個人の活動の自由な選択が妨げられていなかったかどうか、再度考えてみる必要があります。

現在、法律上の男女平等がかなり達成されていると思われます。しかし、これまで社会や家庭で求められてきた、性別に基づいた役割とそれに付随した意識には、まだまだ男女による差別があります。例えば、「夫は妻を養っているのだから、妻は夫に従うべきもの、夫の世話をすべきもの」という意識もそのひとつです。「妻は夫の所有物である」といった意識は、今回この情報誌で取り上げた「ドメスティック・バイオレンス」の根底に見られるものでもあります。

ドメスティック・バイオレンス

(Domestic Violence)(以下 DV と略記)は、一般に「夫や恋人など親密な関係にある、またはあった男性から女性に対して振るわれ

る暴力」です。内閣府の調査によると、20人に1人の女性が生命の危険を感じるくらいの暴行を夫から受けています。暴力の形態は、身体的/精神的/経済的/性的暴力などさまざまです。(暴力の形態については、以下の表を参考にしてください。なお、「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」では、暴力は身体的暴力を対象としています。)

どのような形態であっても、DVは女性の人権を侵害するものであることに変わりはありません。DVは男女平等の実現を妨げるものです。家庭は、通常、家族にとって安全で、安心して暮らせる場所ですが、DVのある家庭では、妻も子どもも不安と恐怖の中で暮らしています。早急に、十分な対策が必要です。

このように、男女共同参画社会の形成は、男女の役割分担/意識の見直しやDVのような身近な問題に取り組むことから始まるといえるでしょう。

内海崎貴子先生プロフィール
 川村学園女子大学教育学部 助教授
 * 専門 教育学・女性学
 * 主著「道德教育の研究」(共著)八千代出版「日本の女性学教育」東信堂 他多数

心当たりありませんか？

DV・チェックして見ましょう

精神的暴力

何でも従えという
 発言権を与えない
 外出を禁止する
 交友関係や電話の内容を細かく監視する
 何を言っても無視する
 人前で侮辱する
 大事な物を捨てる、壊す
 罵詈雑言を浴びせる
 夜通し説教して眠らせない
 大声を出す
 机をたたく

身体的暴力

小突く・殴る・蹴る
 殴るふりをする
 包丁を突きつける
 ものを投げつける
 髪を引っ張り、引きずりまわす
 首を絞める
 タバコの火を押し付ける
 階段から突き落とす

経済的暴力

生活費を渡さない
 外で働くことを妨害する
 洋服などを買わせない
 家計の収入を教えない
 家計を厳しく管理する

性的暴力

見たくないのにポルノビデオ・ポルノ雑誌を見せる
 脅しや暴力的な性行為
 避妊に協力しない
 中絶の強要
 不妊を一方向的に非難する

子供を巻き込んだ暴力

子どもの前で暴力を振るう
 子どもを危険な目にあわせる
 子どもを取り上げる
 子どもに暴力を振るうと脅す
 自分の言いたいことを子どもに言わせる

夫(恋人)からの暴力に悩んでいませんか？

まさかこの人が！というケースがほとんど

あなたは悪くありません
ひとりで悩まないで！

夫(恋人)から暴力を受けた

相談したい

逃げたい

引き離してほしい

緊急の場合は
警察

相談所 トコナ
043-227-9110
24 時間対応
流山警察
04-7159-0110
ケガをしたら
119

県女性サポートセンター

043-302-1015
043-245-1719
24 時間対応
緊急避難受け入れ

県女性センター(柏市)

04-7140-8605
9:30 ~ 20:00

日曜・祭日は 16:00 まで
月曜休館

市民相談室

04-7158-1616
9:00 ~ 17:00
月曜 ~ 金曜

申立書の作成

配偶者からの暴力を受けた状況などのほか、
配偶者暴力相談支援センターや警察の職員
に相談した事実などがあれば、その事実など
を記載。
配偶者暴力相談支援センターや警察を利用
していない場合は、公証人役場で認証を受け
た書類を添付。

地 方 裁 判 所

保護命令発令

被害者に 6 か月間近づかず、一緒に住んで
いた家を 2 週間離れること。

夫(恋人)=加害者

命令違反は、1 年以下の懲役ま
たは 100 万円以下の罰金

一時保護
安心して泊
まれる場所
があります

編集後記

男女平等な社会を創るという事は大変なことです。まず、みんなの心の中からかわっていかねば (Y.I)

皆様に何度も読み返していただける紙面を目指し創らせていただきました。如何でしょうか？ (N.K)

自分の認識の甘さが分かり、改革の必要性を感じました。多くの方々が意識改革に気づくことを奨励します。(Y.S)

幅広い年齢層に読んで頂くには、大きい活字・ワザ等のバランス・興味をひくキャッチフレーズが必要。(Y.S)

出会いの素晴らしさに感謝です。学習を通し、男性・女性の未来に生き生きとした力を感じます。(T.T)

息子夫婦を見て『子育てはみんなで担うもの』を実践していくものと心強く、微笑ましく思いました。(M.T)

この情報紙が皆さんにとって「無理をしない自分らしさを再確認できる」手立てとなれば幸いです。(Y.M)

自分らしく生きることができる社会を。(F.Y)

「男女共同参画社会づくり講座」
の受講生が企画・編集にかかりました。
ご意見・ご感想をお待ちしています。

発行：流山市企画政策課

男女共同参画室

〒270-0192 流山市平和台 1 - 1 - 1

TEL：04-7150-6064

FAX：04-7150-0111

e-mail：danjokyoudou@city.nagareyama.chiba.jp

流山市のホームページ

<http://www.city.nagareyama.chiba.jp/>

内閣府ホームページ

<http://www.cao.go.jp>